

公益法人日本水彩画会
役員報酬並びに費用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益社団法人日本水彩画会（以下「この法人」という。）の定款第29条（理事及び監事の報酬）並びに定款第23条（役員）の規定に基づき、この法人の役員報酬並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 理事長及び常務理事とは、定款第24条に基づき置かれる理事をいう。
- (3) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(役員報酬)

- 第3条 この法人の理事には、この法人の運営に必要な会議に出席した場合には、1人1回5,000円を報酬として支給する。
2. この法人の監事には、この法人の運営に必要な会議に出席した場合には1人1回5,000円を報酬として支給する。
 3. この法人の理事長には、月7万円を報酬として支給する。
 4. この法人の常務理事には、1人月5万円を報酬として支給する。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第5条 この規定の改正は、総会の決議を経て行う。

附則

この規定は公益社団法人日本水彩画会設立の登記の日から施行する。